

北杜市成年後見制度利用促進協議会会議録

- 1 会議名 北杜市成年後見制度利用促進協議会
- 2 開催日時 令和6年9月26日(木) 13:30~15:00
- 3 場所 北杜市役所 北館大会議室
- 4 出席者
 - (1) 出席委員(敬称略)
清水真理子会長 日野水丈士副会長
江口伸介委員、杉本修委員、三井正美委員、平井はるみ委員、
小尾正人委員
欠席委員
望月洋美委員
 - (2) 事務局
福祉課：齊藤福祉課長、高柳、鈴木
北杜市成年後見制度中核機関(社会福祉協議会)：山縣課長、鈴木、松川、山本
実習生1人
 - (3) その他
甲府家庭裁判所 中平主任書記官 今井秀人
- 5 議題
 - (1) 開会
 - (2) 委嘱状の交付
 - (3) 市長あいさつ
 - (4) 北杜市成年後見制度利用促進協議会の目的
 - (5) 会長・副会長の選出
 - (6) 議事
 - ①北杜市の成年後見制度の利用状況
 - ②北杜市成年後見制度中核機関の活動状況
 - ③北杜市成年後見制度の現状の効果とこれからの取り組みについて
 - ④その他
 - (7) 閉会
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人の数 なし
- 8 審議内容

- 議長 : 北杜市成年後見制度利用促進協議会会長ということで、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
審議を始める前に、議事録署名委員について、私から指名させていただきます。1 ページの名簿順とさせていただきます、今回は、江口委員と杉本修委員にお願い致します。
本日の出席委員は7名です。
北杜市成年後見制度利用促進協議会設置要綱第6条第3項に規定する定足数(過半数)に達しておりますので、ただ今から審議を始めます。
議事の「①北杜市の成年後見制度の利用状況について」を議題とします。
事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局議長 : 資料に基づき「北杜市の成年後見制度の利用状況について」説明。
事務局の説明が終わりました。質疑ご意見に関しては②の議題の後にまとめて受けたいと思います。
それでは②北杜市成年後見制度中核機関の活動状況をお願いします。
- 議長 : それでは議題の①と②について説明がありましたので、質疑応答をお願いします。
- 委員 : 中核機関の活動状況において、3名の人員だが、法人後見は17件行っているが大丈夫なのか？
- 中核機関 : 中核機関は相談業務としては3名であるが、法人後見においては、また別に職員がおり、組織として行っているため、5名で割り振りをして行っている。
- 委員 : 法人後見や中核機関だけでなく日常生活自立支援事業の仕事や市民後見人の養成などがあり、大変多忙だと思う。費やす時間は少なくない。人員的にも大変だと感じている。前回の報告と比べると格段に数字も上がり業務量は上がっていると思う。
- 議長
中核機関 : 市民後見人の育成のことも含めて中核さんいかがですか？
: ありがとうございます。大変な状況ではありますが、中核機関も法人後見も一人で行うものではなく組織で考えており、たった一人で行うわけではありません。すべての相談業務は組織で同じ方向性をしっかりもって行うこととしている。中核機関も2年目になりやっと軌道に乗ったところであるため、市民後見人の養成は大変だと思うが、職員だけでは限界もあり市民の方の力も活用させていただき進めていきたいと考えています
- 委員 : 甲府市で市民後見人の養成を行ってしまして、現状では2名くらいが続いている。市民後見人の活動は市町村による差があるが、その辺の育成の現状と市民後見人の活動状況についてどうか家庭裁判所の方に伺いたい。
- オブザーバー : 数字は示せないが、後見制度において、行政のバックアップで何名か市民後見人は誕生している。一方で市民後見人単独での受任は山梨県内にはいない。社協さんとの複数か、市民後見人に監督人がつくかたちで受任されていると認識している。
- 議長 : 大変な状況であるとは以前からも話になりましたが、ほかの委員さんではいかがでしょうか？
- 委員 : 社協が申し立ての作成に携わったケースはすべて全面的にかかわっているこ

とになっていると思う。1件携わるだけでも大変で、業務量や時間も多いと考えられる。そこに時間を割くと他のところに時間をさけなくなっていないか気になる。社協・包括などが申し立てる機関になっているため少しでもその負担を減らしていく必要があると思う。本来力を注ぐべく所に社協が力を発揮できなくなるなら、申立て支援は他のところに適切にバトンタッチすることも検討してもらいたいと思う

申立て件数に比べて受任調整会議は少なく会議にかけられているのは一部だと思う。今の申立ての内容でいいのかなども悩み、困難さを感じていることはありますか？

中核機関 : 申立件数は28件あり、受任調整会議では8件となっています。それ以外では社協では日常生活自立支援事業の利用者で、社協でそのまま受任するのがいいなど判断できる方や迷わずに社協で判断の付くものは会議にかけずに進めているケースもある。ただ判断に迷うものに対して受任調整会議にかけています。

委員 : 場合によっては、ご家族が後見人になりたいという場合に、社協さんでは、適任ではないというのは指摘しづらいのではないかと考えている。そうゆうときに会議にかけるとして、判断材料にしてもらうこともしていただければと思う。

中核機関 : 確かに家族が行いたいといったケースがありました。ただ、支援していく中でこのまま進めていいのだとかと悩んだ時があった。困難ケース支援用紙を書いて、受任調整会議にかけて支援をしたことがありました。

議長 : 他に

委員 : 時間をとられるのは申立て支援になると思うがどうか

中核機関 : 相談にかけて本当にこの制度を利用するかどうかの相談支援機関も含めて成年後見制度の利用も視野に入れたアセスメントをすることがとても時間がかかる。それを3名で対応していくが、包括などと連携していつている。方向的に申立てが決まっているまでが、とても時間がかかる。ご本人が制度利用になかなか納得できないのも時間がかかるとことにもなる。

委員 : 今後も申立てが増えていくと思うが無理がないように人員などを確保しスムーズに進めていただければと思う。

委員 : ケアマネをしているため、申立て前の支援がおおい。入院・入所・亡くなったときの手続きにとっても悩む。ケアマネ間での悩みは民間サービスで「終身サポート事業者」があり、お金を払って、亡くなったらお葬式、財産処分をして残りをすべて、その業者がもらってしまうという事案がある。未婚や身寄りがないなどの方が、お金のあるうちに相談しているようだが、一方で規定がしっかりしておらずトラブルが多いと聞いている。行政などで終身サポートサービスを含めた後見の制度と合わせて併用できるサービスの検討が必要に感じている

議長 : 特に福祉の立場では思うこと多いですね。

事務局 : 墓地埋葬法第9条の規定に基づく火葬において例年は数件であり、昨年3件今年はすでに4件。背景は孤独死などにより、警察が発見し、身寄りがないと市で埋葬することになる。親族調査をするが、最近では親族がいる。しかし

通知をしても、引き取りを強く拒否する意思を表明されることが多くなっている。今までは相続人が引き取りことになるのが当たり前だった。今は親族であっても受け取らない。迷惑だと言われてしまう。今後は、エンディングプランなどの就活事業を推進している自治体がある。北杜市も高齢化が進む中、身寄りがない、退職後の移住などで、亡くなったときのことを考えた取り組みが必要。後見人がついてから考えるのではなく、その前から考える必要が出ていると感じている。

議長 : 民生委員においてもよく感じる。身寄りがない方とわかることも多く、既に病気を抱えていることもあり、そんな時は成年後見人を勧めたいと思うことも少なくない。

委員 : 高齢者の終活サポート事業において、国が6月にその民間業者のトラブルについて、ガイドラインが示された。三士会がかなり厳しめの意見を出した。ザルのガイドラインだった。まずはお金の確保について、業者がお金を預かっても、その業者が倒産した時の担保がない。遺言についても、お金の動かし方についてもすべて書かせて、業者に残った財産をすべて譲るような内容で、それもよろしくない。そのようなことがないことが望ましいですよ？程度のガイドライン。消費者被害があることを規制するためのガイドラインであるべきだったが、内容はそうではなく民間事業者がそこを担うのは国の政策として進めていく状態。業界の指針はまだできていない。だからガイドラインが作られた。静岡市はそのような民間事業に市が認証を与える制度をはじめ1社認証された。認証を受けていないところは、たくさんある。結局、お金を持っている人の制度。お金があつて判断能力がある人の支援制度は薄いため、そういった民間業者に頼ることになってしまう。そろそろ北杜市でできる身寄り問題の対応策を考えていってほしい。

議長 : では今後のお話にもなってきましたので、③北杜市成年後見制度の現状の効果とこれからの取り組みについてお願いします

事務局 : 資料に基づき「③北杜市成年後見制度の現状の効果とこれからの取り組みについて」を説明

議長 : ありがとうございます。今、後見人が決まった後の支援にトラブルがあると聞きます。必要なお金をおろしてもらえないなどがある。親族が必要といつても出してもらえないなど聞いている。北杜市においては大丈夫でしょうか。

委員 : 温泉は贅沢だとかアイスクリームは買えないとか、9年かけて後見人をやめたというニュースを見た。

中核機関 : 法人後見の立場からですと、あくまでも本人の財産から本人の要望に沿って、お金は管理している。人によっては切り詰めないといけない方もいるため、それは本人への説明を行って理解してもらおうようにしている。

委員 : そこは、本人の希望や心からの選考や希望や価値観に基づいていくのが今の後見制度はそれを目指している。10年前の後見人の価値観は本人の財産をとにかく守るといったものだった。今はそこも大事だが、資料のようなことが価値観になっている。後見人だけの問題ではなく、周りの支援者が、「高齢者だから」「障がい者だから」お金を使わなくていいという発言をしてしまうことも少なくない。後見人の立場から、本人のためにお金を使いましょう

ということがある。どうしても後見人はお金を握るため、そこが目立つ。本人のために良かれと思って押し付けてしまうことが福祉という価値観がながらくあった。それは後見制度も含めて変えていくのが必要と今回の資料において言いたいことだと感じた。

議長 : 民生委員も後見人がついていいることも知る必要があると思うことがある。今サポートする中で、おかしいなと思うこともある。周りの支援者は一生懸命に本人の言われたとおりにすることもある。きちんと状況を把握することは連携をとりアドバイスができるし、地域で支援できるものだと思う。

委員 : 市民後見人の今回の養成の資料は、とてもいい取り組みである。今のスケジュールなどの流れはどうするのかも計画的に行わないと「絵に描いた餅」になる。意思決定支援は本当に大変なことで市民後見人になるとここを丁寧にしないとトラブルになる。

社協さんでも日常生活自立支援事業案件の人を後見人も社協さんがそのまますることになる判断は、それはどこで行っている？

中核機関 : 社協だけでなくその方に関わる関係者や本人との関係性や希望などを確認していく。すべて受けるわけではなく、限界があることもあり、他の後見人になることもある。

委員 : それは増える一方。これから日常生活自立支援事業は増えていくのに、人員が増えていくなら法人後見を受けられるが、そうではないなら、調整会議で提案して、割り振っていいと思う。調整会議は本当に重層的なものは多く感じており、大変だと思う。でも少しでも社協のアップアップすることを少なくするために調整会議を活用してほしい。

市民後見人の養成をしていくと、社協が監督人になるか複数になる。結局市民後見人をバックアップになる。もっと具体的にスケジュールを決めて行わないと理想で終わってしまうため、しっかり検討してもらいたい。

事務局 : 現実には時間のかかるもの、市民の方の調整から、事業を委託するのに基礎講座・応用編になるが、そこにまずは参加すること。社会教育的講座ではなく、あくまでも担い手の不足の解消。専門職の方が距離の問題で受任が難しい、だから日常的な見守りから地域の方が行えるものにした。地域コミュニティの大切さもあり、例えば災害における自助・共助・公助の部分での柱もしっかり連携をはかりたい。基本的には市民後見人が一人で主体的には難しい。平成20年頃に行ったことがあるが、その後続いていかない状態だったが、そのころからは状況も変わり、社協さんなどの法人が市民後見人の受け皿になり、法人の一員になり後見活動をしていくと考えている。スケジュールは予算がないためまだこれからになるが、講座などの呼びかけを市も協力し、市民の方には権利擁護や死後のことなどの北杜市の現状をお伝えしながら、誰もが後見人になれば被後見人になることもあると伝え、自身で考えていただきながら、成年後見制度の周知をすすめていきたい。また予算編成や社協との体制を協議していきます。実際令和6年度は社協の予算も上げています。

議長 : 現状の変化と市の予算の変化のスピードが見合っていないこともある。がんがん行っていたらいいと思う。それも含めてオブザーバーはいかがでしょ

うか？

オブザーバー : 山梨県内で見ると北杜市は成年後見制度に理解があり先進的な取組をしている自治体だと思う。市民後見人はいないが北杜市だけではなく活発に活動している自治体でも数えるほどしかない。一方で市民後見を受けてくれる方はリタイヤした方がセカンドキャリアとして考えてくれるのがほとんど。市民後見人になるには養成講座から始め経験を積み独り立ちするところには60歳後半70歳になってしまう。活動の限界を迎えてしまい、現実的に難しい。

委員 : 市民後見人養成講座は続けていきたい。裁判所の取り組みだけではない。地域の権利擁護の担い手を育てていくという視点で市民後見人養成講座を作っていく必要がある。いろんな講師がいるが市民後見人像もバラバラなので北杜市は地域の権利擁護の担い手を要請していくという共通理解を持っていただく必要がある。後見人になるだけでなく地域の中で後見制度を知っている人がいるだけでも良い。市民後見人養成講座の修了者が地域に出て行って権利擁護の担い手となって育ってもらおうと考えないといけない。育てる労力は大変で養成側も社協の法人後見の中だけで活躍となると、育てた後もずっと面倒をみなければならぬ。育てる手間、育てた後の手間で明るい未来が開けないからです。

議長 : ありがとうございます。どうですか？

副議長 : 社協の職員は日々奮戦している。日時支援から成年後見となっている。地域福祉課の一部としているはずが、ほとんど法人後見、日自支援ばかりに見える。地域福祉は自立した地域を要請していく。生活支援体制整備事業を進めているがなかなか進まない。市民後見人養成、成年後見制度が機能するよう人員配置を含め市の方で本腰を入れてもらいたい。

議長 : 福祉部長初めて参加ですが先生方の話を聞いて是非
委員 : いろんなご意見をいただき大変勉強になっており有難く思っています。成年後見制度の窓口は数も多くなっているが要望に応えられている体制のひとつになっている。家族とずっと一緒にいる当たり前の生活スタイルが移住の方も含め遠い親戚より近くの他人で血が薄くなっている。終活を進めるにあたり成年後見を知っていただくことが大事。他人の財産、意思決定をすべて預かりボランティアは難しいから受ける方も責任がある。一つの方針で市民後見を出していきたい。皆さんがご苦労されていることなので市民の方たちに時間を掛けなければならない。育て続けることを考えなければならない。成年後見制度を知っていただく必要がある。成年後見人はみなさんにも出来ることも知って欲しい。予算としては認めてもらう要求はしていく。社会福祉全体の法人としての機関の意識を持ち担ってもらいたい。窓口が明確になったおかげで数が保たれている。どちらか一方にやじろべえが向いているわけではありません。お互い協働しながら、考えていきたいこととなります。

議長 : ありがとうございます。

委員 : 市民後見人の件で以前要請したが結局後見にならなかった。時間と労力が必要と分かった。公募するときいろいろなネットワーク（適切な年齢や適任者など）に声をかけておくのが良いのではないかと。

委員 : 声もかけつつ公募もしつつが良い。
成年後見制度利用支援事業の要綱。報酬のことで基本は本人の財産から支払うのが原則だが、賄えない方は国と県が予算を出し市町村が事業として助成する利用支援事業。北杜市に申請をしたが審判が下りて 2 か月の期限が過ぎているから申請できない決定が出たと聞いた。今後、2 カ月という期限を維持していくのか。他の市町村は原則 2 カ月だが事情があると認めるところもある。報酬をもらうのは大事なところ、亡くなった時など場合によって 2 カ月は厳しい。見直しをした方が良いのではないかと。要綱に書いてない要件がたくさんある自治体が多い。収入の要件など申請したが通らないことがある。目に見えない内規で縛られる必要があるのかと思う。北杜市にあるかわからないが、あるのなら公にして欲しい。全国的には報酬を下げてきて来ている自治体があると聞く。担い手確保の問題も厳しくなる。検討をして欲しい。

委員 : 2 カ月の期限は実情に合わない。
議長 : 自治体によって違うのか？ 国で決まってないのか？
委員 : 自治体ごとの要綱になる。
議長 : 北杜市の話でいいか？
委員 : そうです。
2 カ月は重要な根拠があるのか？ 特になければ要綱を変えた方が良い。

事務局 : どうですか？
事務局 : 市営住宅に住んでおり亡くなった方。金額の確定に時間がかかった。申請に間に合わなかった。2 カ月を過ぎたので受付できなかった。この方は生活保護の方だったので収入の要件に関わらず助成はできたが、申請期限を過ぎているため却下とした。要綱を作った時の定めが不明だが、今の要綱上だと特段の事情についての内容については要綱にないため、2 カ月を過ぎての申請は不可と処理をした。意見交換をした際、制度の要綱の周知をさせていただく。

議長 : 今、先生たちは要綱の見直しは出来ないかという意見だと思う。
委員 : 期限がないことは事務処理上困難なことで、会計というのは年度をもってしていること。ご意見を受けたことは持ち帰り検討します。

委員 : 移住してお金がもらえるなどの補助金は、期限が過ぎればあきらめるものだが、成年後見制度の報酬補助は、後見人にとっては、給料そのものになり、それが無いのはとても苦しいものです。要綱を見直すときは、実情と齟齬がないようにしてほしいと思っています。

事務局 : 要綱通りの決定をしているもの。原則論はあり、期限がある。ご意見は、持ち帰り、そこの変更については今後検討していきます。

議長 : そうですね。検討いただけるといいと思います。
活発なご意見たくさんいただきました。

議長 : ありがとうございます。終わりにします。
「(4) その他」はいいですね。
いろいろ意見がありましたが、最後にオブザーバーから感想、指摘をいただけますか？

オブザーバー : 成年後見制度は家庭裁判所の制度ではありません。支援者、専門職の皆さん

の尽力なしでは成り立ちません。今回お話のありました権利擁護支援にも力を入れていただけたら、家庭裁判所としても心強いです。今後ともよろしく
お願いいたします。

議 長 : たくさんの意見をいただきました。その他ありますか。
事 務 局 : なし
議 長 : それでは、終わります。

15時 終了